

広島県公安委員会公告第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年1月17日

広島県公安委員会

委員長 田中 秀和

1 開催の日時及び場所

- (1) 初心者猟銃等講習会（受付：午前8時30分～午前9時、講習：午前9時～午後5時）

番号	日 程	場 所
1	令和4年4月15日（金）	広島市中区基町9番42号 広島県警察本部（県庁東館）
2	令和4年6月6日（月）	
3	令和4年8月9日（火）	
4	令和4年10月19日（水）	
5	令和4年11月16日（水）	
6	令和4年12月13日（火）	
7	令和5年1月19日（木）	
8	令和5年2月21日（火）	

- (2) 経験者猟銃等講習会（受付：午後0時30分～午後1時、講習：午後1時～午後4時）
ア 広島地区

番号	日 程	場 所
1	令和4年4月6日（水）	（平日） 広島市中区基町9番42号 広島県警察本部（県庁東館）
2	令和4年4月20日（水）	
3	令和4年5月24日（火）	
4	令和4年6月15日（水）	
5	令和4年6月29日（水）	
6	令和4年7月5日（火）	
7	令和4年7月20日（水）	
8	令和4年7月31日（日）	
9	令和4年8月17日（水）	（日曜日） 広島市中区袋町6番36号 合人社ウエンディひと・まちプラザ研修室
10	令和4年9月14日（水）	
11	令和4年10月4日（火）	
12	令和4年11月6日（日）	
13	令和4年12月6日（火）	
14	令和5年1月11日（水）	
15	令和5年2月8日（水）	

イ 呉地区

番号	日 程	場 所
1	令和4年5月11日（水）	広島県呉市西中央二丁目2番4号 広島県呉警察署

ウ 竹原地区

番号	日 程	場 所
1	令和4年9月6日(火)	広島県竹原市中央一丁目1番13号 広島県竹原警察署
2	令和5年1月24日(火)	

エ 福山地区

番号	日 程	場 所
1	令和4年4月27日(水)	広島県福山市瀬戸町山北54番地2 広島県東部運転免許センター
2	令和4年6月22日(水)	
3	令和4年8月29日(月)	
4	令和4年10月28日(金)	
5	令和4年12月22日(木)	
6	令和5年2月22日(水)	

オ 三次地区

番号	日 程	場 所
1	令和4年5月19日(木)	広島県三次市十日市中二丁目6番6号 広島県三次警察署
2	令和4年7月14日(木)	
3	令和4年9月29日(木)	
4	令和4年11月24日(木)	
5	令和5年3月2日(木)	

2 講習会の内容及び時間

講 習 内 容	講 習 時 間	
	初 心 者	経 験 者
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3 時 間	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用・保管等の取扱い	2 時 間	1 時 間
考 査 等	2 時 間	
計	7 時 間	3 時 間

3 受講手続

- (1) 初心者猟銃等講習会の受講を希望する者は、講習会の開催日の20日前までに、経験者猟銃等講習会の受講を希望する者は、講習会の開催日の10日前までに、住所地を管轄する警察署に猟銃等講習受講申込書を提出すること。
- (2) 申込書には写真（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付すること。
- (3) 申込書提出時に受講手数料（初心者6,900円、経験者3,000円）を納付すること。
- (4) 所定の期日に受講しなかった場合、既に提出された申込書、受講手数料は返還しない。
- (5) 新型コロナウイルスによる感染拡大の情勢によっては、受講人数に制限を設けたり、開催を中止することがある。

4 講習会に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話（082）228-0110（代）内線3035～3037）
又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課